及び同法	及び同法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした
第六十六条の四第二十七項第一号及び第十八項	
租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
第六十六条の四第二十項	
法人と当該法人に係る国外関連者	外国法人の恒久的施設と当該外国法人
国外関連取引に係る第一項に規定する	第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する
第六十六条の四第二十一項	
第六十六条の四の二第一項（国外関連取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（	第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（
第六十六条の四の二第一項の	第六十六条の四の三第十一項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
猶予の要件等）、	猶予の要件等）の規定、
猶予）又は	猶予）の規定又は
前条第四項	
第六十六条の四の二第一項（国外関連取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（	第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（
第六十六条の四の二第一項の	第六十六条の四の三第十一項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
前条第六項	
第六十六条の四の二第一項（国外関連取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（	第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（
第六十六条の四の二第一項の	第六十六条の四の三第十一項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
猶予の要件等）、	猶予の要件等）の規定、
猶予）又は	猶予）の規定又は

若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	
含む。）又は租税特別措置法	含む。）又は租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法	

12　第四項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項から第三項まで、第五項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の五第九項第九号中「第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該非居住者又は外国法人のこれらの規定に定める」を「第百六十四条第一項第一号イ又は法人税法第百四十一条第一号イに掲げる」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「及び前項」を削り、同項を同条第十項とする。

第六十六条の五の二第二項中「及び第四項第二号」を「、第四項第二号及び第九項第一号ロ」に、「同号」を「第四項第二号」に改め、同条第七項中「法人」を「内国法人」に改め、同条第八項中「法人の」を「内国法人の」に、「当該法人に」を「当該内国法人に」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　外国法人に係る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項及び第四項第二号の関連者支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。

イ　法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において当該外国法人の当該恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対する支払利子等に該当することとなる金額

ロ　法人税法第百四十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもののうち、当該外国法人の関連者等に対する支払利子等の額に相当するものとして政令で定める金額

二　第一項の控除対象受取利子等合計額、第四項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

三　第一項の調整所得金額は、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に係るものに限るものとする。

第六十六条の五の二第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

11　外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、同条第一項の規定は、適用しない。

第六十六条の五の三第十項中「第百四十二条に規定する」を「第百四十一条第一号イに掲げる」に、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第六十六条の六第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十六条の七第一項中「第十三項」を「第二十一項」に改め、「除く。）」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第六十九条第十四項」に改める。